

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案

新旧対照表

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考												
	第1編 総則	第1編 総則													
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項													
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念													
186	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、<u>30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u></p> <p>(略)</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフで、<u>今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、高いもので60%～90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u></p> <p>(略)</p> <p>町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</p> <p><u>さらに、県及び町は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」一部改訂を踏まえた修正及び防災基本計画を踏まえた修正</p>												
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
192	<p>(略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社</td> <td>(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海旅客鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。	名古屋鉄道株式会社	(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。	<p>(略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社</td> <td>(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海旅客鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。	名古屋鉄道株式会社	(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。	<p>社名変更による修正</p>
機関名	内容														
東海旅客鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。														
名古屋鉄道株式会社	(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。														
機関名	内容														
東海旅客鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。														
名古屋鉄道株式会社	(2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。														

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p><u>西日本電信電話株式会社</u></p> <p>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>NTT西日本株式会社</u></p> <p>(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p>	
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
195	第1節 防災協働社会の形成推進（追記）	第1節 防災協働社会の形成推進（防災課・ふくし課・住民自治課・商工農政課）	
196	<p>(略)</p> <p>5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 町内の一定の地区内の住民及び<u>当該地区に事業所を有する事業者</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) 町内の一定の地区内の住民及び<u>公共的団体又は民間の団体</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
196	第2節（追記）自主防災組織（追記）・ボランティアとの連携（追記）	第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携（防災課・ふくし課・障がい福祉課・教育課・住民自治課・社会福祉協議会）	
196	<p><u>（追記）</u></p> <p>1 自主防災組織の設置・育成 (略)</p> <p>2 自主防災組織等の環境整備 町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団<u>とこれらの組織</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るも</p>	<p>1 <u>消防団の充実強化</u> 町は、<u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 自主防災組織の設置・育成 (略)</p> <p>3 自主防災組織等の環境整備 町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団、<u>自主防災組織、防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>のとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>3 連携体制の確保</u></p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 <u>(追記)</u></p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 <u>ア 防災関係団体ネットワーク化</u></p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 災害ボランティアセンター</u></p> <p><u>町は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資器材の確保、ボランティアコーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>(1) 防災リーダーの養成</u></p>	<p>「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	(追記)	<p><u>県及び町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進</u></p> <p><u>防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び町は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u></p> <p><u>また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。</u></p> <p><u>6 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u></p> <p><u>(1) 防災ボランティア活動の普及・啓発</u></p> <p><u>県及び町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p> <p><u>(2) ボランティアによる防災活動への参加促進</u></p> <p><u>県及び町は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>県は、防災ボランティア活動基金を設置し、防災ボランティアの災害時の活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>(3) 避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u></p> <p><u>県及び町は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) ボランティアコーディネーターの確保</u></p> <p><u>町は、大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、</u></p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p><u>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>6 防災ボランティア団体等との連携</u></p>	<p><u>ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>このため、町は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</u></p> <p><u>なお、町は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</u></p> <p><u>(5) 災害ボランティアセンターの設置</u></p> <p><u>ア 町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、「東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいて、必要な資機材を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 町は、災害時にボランティアセンターを設置するため、東浦町社会福祉協議会との連絡体制を整備する。</u></p> <p><u>ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。</u></p> <p><u>エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記載場所の整理</p>
198	<p>第3節 企業防災の促進（追記）</p>	<p>第3節 企業防災の促進（防災課・商工農政課）</p>	
	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	
200	<p>第1節 建築物の耐震推進（追記）</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進（防災課・建築施設課・各施設所管課）</p>	
201	<p>3 一般建築物の耐震性の向上促進</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>住宅の減災化の促進</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>建築物の耐震化の促進</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
202	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 <u>（追記）</u>	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 <u>（防災課・子育て支援課・教育課・建築施設課・建設企画課・土木管理課・水循環管理課）</u>	
203	第3節 交通関係施設等の整備 <u>（追記）</u>	第3節 交通関係施設等の整備 <u>（防災課・建築施設課・建設企画課・土木管理課）</u>	
204	第4節 ライフライン関係施設等の整備 <u>（追記）</u>	第4節 ライフライン関係施設等の整備 <u>（防災課・商工農政課・土木管理課・水道サービス課・水循環管理課）</u>	
206	<p>(略)</p> <p>4 上水道 (略) <u>また</u>、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、<u>施設の耐震性の強化に努めるものとする。</u> <u>（追記）</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備 (略) イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備 (略) (ウ)「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」<u>（追記）</u>により応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災非常時の協力体制の確立 水道事業者 <u>（追記）</u> は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。 <u>（追記）</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 上水道 (略) <u>さらに</u>、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、<u>施設の耐震性の強化に努めるものとする。</u> <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備 (略) イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備 (略) (ウ)「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、<u>「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」</u>により応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災非常時の協力体制の確立 水道事業者 <u>（町）</u> は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。 <u>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</u> <u>さらに、水道事業者（町）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>新たな協定締結による修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
207			

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
208	<p>5 下水道 （略） （5）復旧体制の確立 （略） <u>（追記）</u></p> <p>6 通信施設 （略） そのため、町は <u>（追記）</u> 通信事業者に対して、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。 <u>（追記）</u></p>	<p>5 下水道 （略） （5）復旧体制の確立 （略） <u>（6）防災体制の強化</u> <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>6 通信施設 （略） そのため、町は <u>電気</u> 通信事業者に対して、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。 <u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
209	<p>第3章 文化財保護対策 <u>（追記）</u></p>	<p>第3章 文化財保護対策 <u>（観光交流課）</u></p>	
	<p>第4章 都市の防災性の向上</p>	<p>第4章 都市の防災性の向上</p>	
211	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 <u>（追記）</u></p>	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 <u>（環境課・都市デザイン課・都市整備課・建設企画課・土木管理課）</u></p>	
211	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備 <u>（追記）</u></p>	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備 <u>（都市整備課・建設企画課・土木管理課）</u></p>	
211	<p>（略） 2 公園等の整備 （略） <u>（追記）</u></p>	<p>（略） 2 公園等の整備 （略） 3 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等 <u>町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<u>た防災対策を推進するものとする。</u>	
211	第3節 建築物の不燃化の促進（追記）	第3節 建築物の不燃化の促進（都市デザイン課・建築施設課）	
212	第4節 市街地の面的な整備・改善（追記）	第4節 市街地の面的な整備・改善（都市デザイン課・建築施設課・土木管理課）	
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
213	第1節 土地利用の適正誘導（追記）	第1節 土地利用の適正誘導（防災課・環境課・都市デザイン課）	
213	第2節 液状化対策の推進（追記）	第2節 液状化対策の推進（防災課・建築施設課）	
213	第3節 宅地造成（追記）の規制誘導（追記）	第3節 宅地造成等の規制誘導（防災課・建築施設課）	
213	1 宅地造成（追記）工事規制区域（追記） （略）	1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 （略）	表記の整理
214	第4節 土砂災害の防止（追記）	第4節 土砂災害の防止（防災課・ふくし課・障がい福祉課・健康課・教育課・都市整備課・土木管理課）	
215	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備（追記）	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備（防災課・建築施設課）	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
216	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（追記）	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（各課等）	
218	第2節 消防施設、設備等（追記）	第2節 消防施設、車両、資機材の整備等（防災課・知多中部広域事務組合）	
218	<u>（追記）</u> 町は、知多中部広域事務組合と連携して、 <u>（追記）</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。（略） <u>（追記）</u>	<u>1</u> 町は、知多中部広域事務組合と連携して、 <u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるように</u> 、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。（略） <u>2</u> <u>津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
218	第3節 情報の収集・連絡体制の整備（追記）	第3節 情報の収集・連絡体制の整備（政策課・DX課・防災課）	
	（略）	（略）	
218	2 通信手段の確保 （略） (3) <u>ヘリコプターテレビ電送システム</u> の整備 被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、 <u>ヘリコプターテレビ電送システム</u> を整備する。 <u>（追記）</u>	2 通信手段の確保 （略） (3) <u>無人航空機（ドローン）</u> の整備 被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、 <u>無人航空機（ドローン）</u> を整備する。 <u>（4）</u> <u>衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネッ</u>	字句の修正 防災基本計画修正を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	(略)	<u>ト機器の整備、活用に努める。</u> (略)	
219	第4節 救助・救急に係る施設、設備等（追記）	第4節 救助・救急に係る施設、設備等（防災課・健康課）	
219	第5節 防災拠点施設の番号標示（追記）	第5節 防災拠点施設の番号標示（行政課・防災課・各施設所管課）	
220	第6節 道路河川等の復旧等に係る施設、設備等（追記）	第6節 道路河川等の復旧等に係る施設、設備等（防災課・土木管理課・各施設所管課）	
220	第7節 非常用水源の確保（追記）	第7節 非常用水源の確保（防災課・水道サービスク・水循環管理課）	
220	(略) 2 非常用水源の確保 (略) (5) 井戸の利用 <u>（追記）</u> <u>ア</u> 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。 <u>イ</u> <u>生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u>	(略) 2 非常用水源の確保 (略) (5) 井戸等の代替水源の確保 <u>ア</u> <u>町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、非常用水源の確保に努めるものとする。</u> <u>イ</u> 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。 <u>（削除）</u>	防災基本計画を踏まえた修正
220	第8節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保（追記）	第8節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課）	
220	1 <u>（追記）</u> 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 (略)	1 <u>物資の備蓄</u> 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
221	<u>（追記）</u>	2 <u>調達・輸送体制</u> <u>災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やか</u>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p><u>(追記)</u></p> <p><u>2 (追記)</u> 町及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>3 (追記)</u> 町及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p>	<p><u>な物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 新物資システム（B-PLo）の活用</u> <u>町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>4 家庭における備蓄の啓発</u> 町は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><u>5 訓練の実施等</u> 町は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p>	
221	第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策（追記）	第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策（建築施設課）	
221	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策（追記）	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策（環境課・社会福祉協議会）	
221	<p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（<u>平成28年10月策定令和4年1月改定</u>）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（<u>2022年1月改定：愛知県</u>）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>また、必要に応じて、町災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正及び表記の整理</p>
222	<u>(追記)</u>	第11節 事前復興まちづくり（政策課・防災課・商工農政課・都市デザイン課）	
222	<u>(追記)</u>	<u>町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復</u>	防災基本計

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<u>興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</u>	画を踏まえた修正
222	第11節 罹災証明書の発行体制の整備（追記）	第12節 罹災証明書の発行体制の整備（税務課）	
222	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>（追記）</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 （略） <u>3 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u>	1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体</u> <u>その他の</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 （略） <u>（削除）</u>	防災基本計画を踏まえた修正 表記の整理
222	<u>（追記）</u>	第13節 被災者支援業務の迅速化・効率化（防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・建築施設課）	
222	<u>（追記）</u>	<u>町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画を踏まえた修正
	第7章 避難行動の促進対策	第7章 避難行動の促進対策	
223	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備（追記）	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備（防災課）	
223	（略） 2 町は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	（略） 2 町は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	記載場所の整理
223	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等（追記）	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等（防災課・都市整備課・土木管理課）	
224	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（追記）	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成（防災課・水循環管理課・土木管理課）	
225	第4節 避難誘導等に係る計画の策定（追記）	第4節 避難誘導等に係る計画の策定（政策課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課）	
226	第5節 避難に関する意識啓発（追記）	第5節 避難に関する意識啓発（防災課・住民自治課・社会福祉協議会）	
226	町及び県は、 <u>（追記）</u>	町及び県は、 <u>「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断</u>	南海トラフ

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考						
	<p>住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p><u>また</u>、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p>	<p><u>で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。</u></p> <p><u>また</u>、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p><u>さらに</u>、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p>	地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正						
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策							
228	第1節 避難所の指定・整備（追記）	第1節 避難所の指定・整備等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・健康課・商工農政課・建築施設課・社会福祉協議会・各施設所管課）							
228	<p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に</u> <u>対応できるスペースを確保するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正						
229	<p>[一人当たりの必要占有面積]</p> <table border="1"> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p>[新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積]</p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	1㎡/人		発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>(略)</p> <p>(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積								
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積								
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積								

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p><u>(3 (3) より転記)</u></p> <p>3 <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備</p> <p>(1) 町は、指定避難所内の<u>一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>(2) 町は、<u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p> <p><u>(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不适当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 町は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ <u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p><u>(7) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不适当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定</u>福祉避難所の指定</p> <p>(1) 町は、指定一般避難所内 <u>(削除)</u> では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>(2) 町は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p> <p><u>(2 (7) へ移行)</u></p> <p><u>(3)</u> 町は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ <u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>
230	<p>5 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るととも</p>	<p>5 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パー</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
231	<p>に、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。(略)</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、<u>ホテルや旅館</u>等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(7) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>ティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。(略)</p> <p>(1) 情報受発信手段の整備 防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>7 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、<u>空きスペース</u>等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(7) <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>8 避難者等の情報把握</u> <u>町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>9 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> <u>(1) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を</u></p>	<p>指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<p><u>設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	
231	第2節 要配慮者支援対策（追記）	第2節 要配慮者支援対策（防災課・ふくし課・障がい福祉課・住民自治課・社会福祉協議会）	
234	<p>（略）</p> <p>3 避難行動要支援者対策</p> <p>（略）</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>（略）</p> <p>5 災害ケースマネジメント</p> <p><u>（追記）</u>町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>3 避難行動要支援者対策</p> <p>（略）</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>5 災害ケースマネジメント</p> <p>町は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
235	第3節 帰宅困難者対策（追記）	第3節 帰宅困難者対策（防災課・教育課・商工農政課）	
	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	
236	第1節 火災予防対策に関する指導（追記）	第1節 火災予防対策に関する指導（防災課・知多中部広域事務組合）	
236	第2節 消防力の整備強化（追記）	第2節 消防力の整備強化（防災課・知多中部広域事務組合）	
236	<p>（略）</p> <p>1 消防力の整備強化</p> <p>町及び知多中部広域事務組合は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>（略）</p> <p>1 消防力の整備強化</p> <p>町及び知多中部広域事務組合は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<u>図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u>	
237	第3節 危険物等の保安確保の指導（追記）	第3節 危険物等の保安確保の指導（知多中部広域事務組合）	
237	第4節 震災時の出火防止対策の推進（追記）	第4節 震災時の出火防止対策の推進（防災課）	
	第10章 津波予防対策	第10章 津波予防対策	
238	第1節 津波対策に係る地域の指定等（追記）	第1節 津波対策に係る地域の指定等（防災課）	
238	第2節 津波防災体制の充実（追記）	第2節 津波防災体制の充実（防災課・各施設所管課）	
239	<p>(略)</p> <p>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 <u>（追記）</u> 興行場、駅、<u>（追記）</u> その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。 <u>（追記）</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p>3 津波災害警戒区域の指定 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者等 興行場、駅、<u>空港、港湾ターミナル</u>その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。 <u>また、鉄道事業者や旅客船事業者は、同様に、乗客の避難誘導計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。</u> <u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達するものとする。</u></p> <p>3 町及び防災関係機関における措置 <u>（1）自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施体制の整備を図る。</u> <u>（2）工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を講じる体制の整備を図る。</u></p> <p>4 津波災害警戒区域の指定 (略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
240	第3節 津波防災知識の普及（追記）	第3節 津波防災知識の普及（防災課・土木管理課）	
240	<p>(略)</p> <p>3 津波に関する想定・予測の不確実性 (略) <u>（追記）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 津波に関する想定・予測の不確実性 (略) 4 道路管理者における措置</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏ま

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<u>道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間で、津波警報等の発表時に道路交通規制を予定している区間があるときは、交通規制の内容を事前に周知する。</u>	えた修正
240	第4節 津波防災事業の推進（追記）	第4節 津波防災事業の推進（DX課・防災課・都市デザイン課・建設企画課・土木管理課・水循環管理課・各施設所管課）	
	第11章 広域応援・受援体制の整備	第11章 広域応援・受援体制の整備	
242	第1節 広域応援（追記）体制の整備（追記）	第1節 広域応援・受援体制の整備（行政課・防災課・各課等）	
243	<p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p><u>特に、</u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p><u>また、</u>町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>（1）受援計画の作成等</u></p> <p><u>町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p><u>（2）受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p><u>（削除）</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>（削除）</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>（3）宿泊場所等の確保</u></p> <p><u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>（4）訓練等の実施</u></p> <p><u>（削除）</u> 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	(略)	(略)	
243	第2節 救援隊等による協力体制の整備（追記）	第2節 救援隊等による協力体制の整備（防災課・知多中部広域事務組合）	
243	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備（追記）	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備（防災課・都市デザイン課・都市整備課・土木管理課）	
243	1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>（追記）</u>	1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
244	第4節 防災活動拠点の確保等（追記）	第4節 防災活動拠点の確保等（防災課・土木管理課）	
244	(略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、 <u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	(略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。	表記の整理
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
245	基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>（追記）</u> 。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。 (略)	基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u> 。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
245	第1節 防災訓練の実施（追記）	第1節 防災訓練の実施（防災課・ふくし課・障がい福祉課・子育て支	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		援課・教育課・商工農政課	
245	<p>(略)</p> <p>1 総合 <u>(追記)</u> 訓練</p> <p>町は、<u>毎年8月30日から9月5日までの</u>防災週間、又はあいち地震防災の日 <u>(追記)</u> のいずれかを中心に、自主防災組織と合同で防災関係機関等の協力を求め、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 総合 <u>防災</u> 訓練</p> <p>町は、防災週間 <u>(毎年8月30日から9月5日まで)</u>、又はあいち地震防災の日 <u>(毎年11月第2日曜日)</u> のいずれかを中心に、自主防災組織と合同で防災関係機関等の協力を求め、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
247	第2節 防災のための意識啓発・広報 <u>(追記)</u>	第2節 防災のための意識啓発・広報 <u>(防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・教育課・住民自治課・観光交流課・建築施設課・社会福祉協議会)</u>	
247	1 防災意識の啓発	1 防災意識の啓発	
248	<p>(略)</p> <p>(13) 応急手当方法の紹介、<u>平素から住民が実施すべき</u>水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(17) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(18) 南海トラフ地震に関連する情報</u>の内容・<u>性格並びにこれに基づきとられる措置</u>の内容</p> <p><u>(19) 南海トラフ地震臨時情報 <u>(追記)</u></u> が発表された場合及び <u>(追記)</u> 地震が発生した場合における出火防止 <u>(追記)</u>、近隣の人々と協力して行う <u>避難・救助活動</u>、初期消火及び自動車 <u>運行</u> 自粛等 <u>(追記)</u> 防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>(20) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備</u></p> <p>2 防災に関する知識の普及</p> <p>町及び県は、<u>(追記)</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センター</p>	<p>(略)</p> <p>(13) 応急手当方法の紹介、<u>住民自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の</u>水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(17) 南海トラフ地震臨時情報 <u>(調査中)</u>、南海トラフ地震臨時情報 <u>(巨大地震警戒)</u>、南海トラフ地震臨時情報 <u>(巨大地震注意)</u> の内容及びこれに基づきとられる措置</u>の内容</p> <p><u>(18) 南海トラフ地震臨時情報 <u>(調査中)</u>、南海トラフ地震臨時情報 <u>(巨大地震警戒)</u>、南海トラフ地震臨時情報 <u>(巨大地震注意)</u> 等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止 <u>対策</u>、近隣の人々と協力して行う <u>救助活動・避難行動</u>、初期消火及び自動車 <u>運転</u> の自粛等、<u>防災上とるべき行動に関する知識</u></u></p> <p><u>(19) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備</u></p> <p>2 防災に関する知識の普及</p> <p>町及び県は、<u>過去に災害発生した年からの節目 <u>(周年)</u> 等の機会を捉え</u>るとともに、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
249	<p>の活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 過去の災害 <u>(追記)</u> の伝承</p> <p>(略)</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>6 過去の災害 <u>教訓</u> の伝承</p> <p>(略)</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
249	第3節 防災のための教育 <u>(追記)</u>	第3節 防災のための教育 <u>(人事課・防災課・子育て支援課・教育課・各課等)</u>	
249	<p>1 町職員に対する教育</p> <p><u>地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震発生の場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。</u></p> <p><u>防災教育は、各部、各課で主体的に行うものとし、その内容は、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。</u></p> <p>具体的な内容はおおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 地震に関する基礎知識</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 予想される地震（追記）に関する知識</u></p> <p><u>(5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) 職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(8) 家庭の地震防災対策及び自主防災組織の育成強化対策</u></p> <p><u>(9) 今後、地震対策として取組む必要のある課題</u></p>	<p>1 町職員に対する教育</p> <p><u>町職員が一丸となって積極的に防災に関わる諸活動を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等について、研修会等を通じて教育する。</u></p> <p>具体的な内容はおおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 地震に関する基礎知識</u></p> <p><u>(2) 予想される地震及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(3) 職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(8) 家庭の地震防災対策及び自主防災組織の育成強化対策</u></p> <p><u>(9) 今後、地震対策として取組む必要のある課題</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正及び表記の整理</p>
251	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 <u>(追記)</u>	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 <u>(防災課・建築施設課)</u>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考																														
252	第13章 震災に関する調査研究の推進 <u>（追記）</u>	第13章 震災に関する調査研究の推進 <u>（防災課）</u>																															
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																															
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																															
253	第1節 東浦町防災会議 <u>（追記）</u>	第1節 東浦町防災会議 <u>（防災課）</u>																															
253	第2節 災害対策本部の設置・運営 <u>（追記）</u>	第2節 災害対策本部の設置・運営 <u>（各課等）</u>																															
256	<p>（略）</p> <p>[災害対策本部の所掌事務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>班名等</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td> 1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項 </td> </tr> <tr> <td> 本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 総務部 部長 総務部長 </td> <td> 本部班 （防災課） 班長 防災課長 </td> <td> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 行政班 （行政課） 班長 行政課長 </td> <td> 1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名等	班名等	所掌事務	本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項	本部長 町長 副本部長 副町長 教育長			総務部 部長 総務部長	本部班 （防災課） 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。		行政班 （行政課） 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。	<p>（略）</p> <p>[災害対策本部の所掌事務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>班名等</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td> 1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項 </td> </tr> <tr> <td> 本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 総務部 部長 総務部長 </td> <td> 本部班 （防災課） 班長 防災課長 </td> <td> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 行政班 （行政課） 班長 行政課長 </td> <td> 1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名等	班名等	所掌事務	本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項	本部長 町長 副本部長 副町長 教育長			総務部 部長 総務部長	本部班 （防災課） 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。		行政班 （行政課） 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。	表記の整理
部名等	班名等	所掌事務																															
本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項																															
本部長 町長 副本部長 副町長 教育長																																	
総務部 部長 総務部長	本部班 （防災課） 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。																															
	行政班 （行政課） 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。																															
部名等	班名等	所掌事務																															
本部		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項																															
本部長 町長 副本部長 副町長 教育長																																	
総務部 部長 総務部長	本部班 （防災課） 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。																															
	行政班 （行政課） 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。																															

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）			修正（2026年3月修正）			備考
257		住民班（住民課） 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2 埋火葬に関すること。 <u>(追記)</u> 3 他（部）班の応援協力に関すること。		住民班（住民課） 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2 埋火葬に関すること。 3 <u>特別行政相談活動の連絡・調整等に関すること。</u> 4 他（部）班の応援協力に関すること。	
		被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 罹災者の税の減免等に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。		被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 罹災者の税の減免等に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。	
		総務協力班 <u>(会計課、監査委員事務局)</u>	1 他（部）班の応援協力に関すること。		総務協力班 (監査委員事務局)	1 他（部）班の応援協力に関すること。	
	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	
	政策企画部 部長 政策企画部長	広報・渉外班 (政策課、DX課、人事課) 班長 政策課長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 6 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 8 職員の公務災害に関すること。 9 他（部）班の応援協力に関すること。	政策企画部 部長 政策企画部長	広報・渉外班 (政策課、DX課、人事課) 班長 政策課長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 6 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 8 職員の公務災害に関すること。 9 他（部）班の応援協力に関すること。	
		財政班 (財政経営課 <u>(追記)</u>) 班長 財政経営課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関すること。 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関すること。 3 他（部）班の応援協力に関すること。		財政班 (財政経営課、 <u>会計課</u>) 班長 財政経営課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関すること。 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関すること。 3 他（部）班の応援協力に関すること。	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
260	<p>(略)</p> <p>5 勤務時間外における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 標識等</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 勤務時間外における体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>6 職員の健康管理</u></p> <p><u>町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>7 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>(1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 知多中部広域事務組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>8</u> 標識等</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
261	第3節 非常配備 <u>(追記)</u>	第3節 非常配備 <u>(各課等)</u>	
265	第4節 職員の派遣要請 <u>(追記)</u>	第4節 職員の派遣要請 <u>(人事課・行政課・防災課)</u>	
266	<p>(略)</p> <p>4 被災市町村への町職員の派遣</p> <p>町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 被災市町村への町職員の派遣</p> <p>町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p><u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
266	第5節 災害救助法の適用 <u>(追記)</u>	第5節 災害救助法の適用 <u>(防災課)</u>	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
267	第1節 通信連絡体制 <u>(追記)</u>	第1節 通信連絡体制 <u>(政策課・DX課・防災課)</u>	
267	第2節 津波警報等の伝達 <u>(追記)</u>	第2節 津波警報等の伝達 <u>(政策課・DX課・防災課)</u>	
269	<p>(略)</p> <p>4 緊急地震速報の伝達体制整備</p> <p>(略)</p> <p>[津波警報、地震情報等の伝達系統]</p>	<p>(略)</p> <p>4 緊急地震速報の伝達体制整備</p> <p>(略)</p> <p>[津波警報、地震情報等の伝達系統]</p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>気象庁本庁 又は 大阪管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東地方整備局 → 中部地方整備局 携帯電話事業者 (緊急速報メール) 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) 西日本電信電話(株) 消防庁 警察庁 → 愛知県警察本部 → 関係警察署 → 町 交番・駐在所 (県防災行政無線) 愛知県防災安全局 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 船舶等 海上保安署 中部空港海上保安航空基地 防災関係機関 <p>名古屋地方気象台</p> <p>(略)</p>	<p>気象庁本庁 又は 大阪管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東地方整備局 → 中部地方整備局 携帯電話事業者 (緊急速報メール) 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) NTT西日本(株) 消防庁 警察庁 → 愛知県警察本部 → 関係警察署 → 町 交番・駐在所 (県防災行政無線) 愛知県防災安全局 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 船舶等 海上保安署 中部空港海上保安航空基地 防災関係機関 <p>名古屋地方気象台</p> <p>(略)</p>	<p>社名変更による修正</p>
271	<p>第3節 避難情報（追記）</p>	<p>第3節 避難情報（政策課・DX課・防災課・土木管理課）</p>	
273	<p>第4節 住民等の避難誘導等（追記）</p>	<p>第4節 住民等の避難誘導等（防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課）</p>	
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考																																																
275	第1節 通信連絡体制（追記）	第1節 通信連絡体制（政策課・DX課・防災課）																																																	
275	第2節 被害状況等の収集・伝達（追記）	第2節 被害状況等の収集・伝達（政策課・DX課・行政課・防災課・住民課・税務課・ふくし課・健康課・建設企画課・土木管理課・水道サービス課・水循環管理課）																																																	
276	(略) 2 被害状況等の収集・伝達	(略) 2 被害状況等の収集・伝達	表記の整理																																																
277	(略) (5) 火災・災害即報要領に基づく報告	(略) (5) 火災・災害即報要領に基づく報告																																																	
278	(略) [伝達の対象となる被害と伝達内容]	(略) [伝達の対象となる被害と伝達内容]																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）</td> <td>「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害・住家被害</td> <td>「人的被害情報伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>避難状況・救護所開設状況</td> <td>「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">公共施設被害</td> <td>河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害</td> <td rowspan="8">「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする</td> </tr> <tr> <td>港湾及び漁港施設被害</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追記)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報告の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること	人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること	公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする	港湾及び漁港施設被害	道路被害	鉄道施設被害	電信電話施設被害	電力施設被害	ガス施設被害	水道施設被害		(追記)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の対象となる被害</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生状況等</td> <td>被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）</td> <td>「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人、住家被害等</td> <td>人的被害・住家被害</td> <td>「人的被害情報伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td>避難状況・救護所開設状況</td> <td>「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">公共施設被害</td> <td>河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害</td> <td rowspan="8">「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする</td> </tr> <tr> <td>港湾及び漁港施設被害</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設被害</td> </tr> <tr> <td>電力施設被害</td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水道施設被害</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	報告の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること	人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること	公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする	港湾及び漁港施設被害	道路被害	鉄道施設被害	電信電話施設被害	電力施設被害	ガス施設被害	水道施設被害		下水道施設被害		
報告の対象となる被害		伝達内容																																																	
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること																																																	
人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること																																																	
	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること																																																	
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする																																																	
	港湾及び漁港施設被害																																																		
	道路被害																																																		
	鉄道施設被害																																																		
	電信電話施設被害																																																		
	電力施設被害																																																		
	ガス施設被害																																																		
	水道施設被害																																																		
	(追記)																																																		
報告の対象となる被害		伝達内容																																																	
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること																																																	
人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること																																																	
	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること																																																	
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする																																																	
	港湾及び漁港施設被害																																																		
	道路被害																																																		
	鉄道施設被害																																																		
	電信電話施設被害																																																		
	電力施設被害																																																		
	ガス施設被害																																																		
	水道施設被害																																																		
	下水道施設被害																																																		
	(略)	(略)																																																	

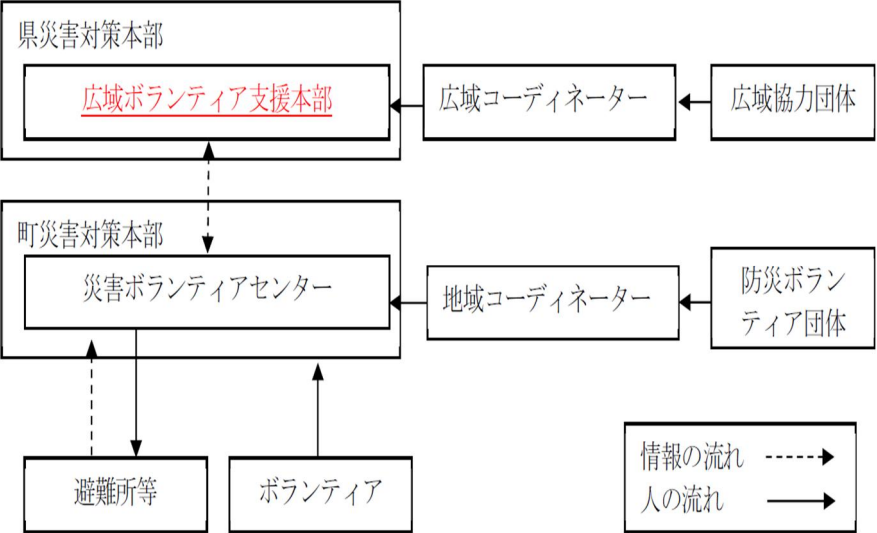
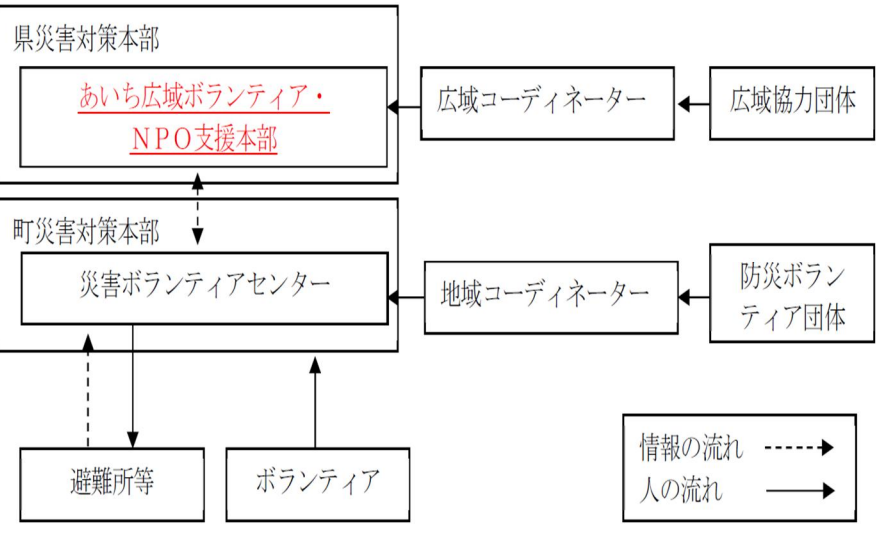
地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
282	<p>(エ) 水道施設被害 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 <伝達系統></p> <p>(略)</p>	<p>(エ) 水道施設被害 愛知県災害対策本部が設置されたとき。 <伝達系統></p> <p>(略)</p>	表記の整理
284	<p>7 被害状況の照会・共有 (略) (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾、道路被害、水道施設被害（<u>追記</u>）については、関係課）へ照会する。</p>	<p>7 被害状況の照会・共有 (略) (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾、道路被害、水道施設被害、<u>下水道施設被害</u>については、関係課）へ照会する。</p>	
284	<p>第3節 通信手段の確保（<u>追記</u>）</p>	<p>第3節 通信手段の確保（<u>政策課・DX課・防災課・健康課</u>）</p>	
285	<p>(略) 2 電話、電報施設等の優先利用 (略)</p>	<p>(略) 2 電話、電報施設等の優先利用 (略)</p>	社名変更による修正
286	<p>(1) 災害時優先電話の登録 各防災関係機関は、災害時における非常電話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ発信する電話番号を「災害時優</p>	<p>(1) 災害時優先電話の登録 各防災関係機関は、災害時における非常電話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ発信する電話番号を「災害時優</p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	先電話」として <u>西日本電信電話株式会社</u> 東海支店に登録する。 なお、登録に当たっては、 <u>西日本電信電話株式会社</u> が登録機関及び登録回線数を限定しているため、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 東海支店への相談が必要である。 (略)	先電話」として <u>NTT西日本株式会社</u> 東海支店に登録する。 なお、登録に当たっては、 <u>NTT西日本株式会社</u> が登録機関及び登録回線数を限定しているため、 <u>NTT西日本株式会社</u> 東海支店への相談が必要である。 (略)	
287	第4節 広報（追記）	第4節 広報（政策課・DX課・防災課・住民自治課）	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
289	第1節 応援協力（追記）	第1節 応援協力（財政経営課・人事課・防災課）	
289	(略) 1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） (略) <u>（追記）</u> <u>2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</u> (略)	(略) 1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） (略) <u>2 知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）</u> <u>町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>町は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u> <u>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）</u> (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
290	第2節 応援部隊等による広域応援等（追記）	第2節 応援部隊等による広域応援等（防災課・知多中部広域事務組合）	
290	第3節 自衛隊の災害派遣要請（追記）	第3節 自衛隊の災害派遣要請（財政経営課・行政課・防災課・都市整備課）	
294	第4節 ボランティアの受入（追記）	第4節 ボランティアの受入（行政課・防災課・社会福祉協議会）	
295	(略) 2 ボランティアの受入れ (略) (2) 県の <u>広域ボランティア支援本部</u> のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 (略) (3) 県の <u>広域ボランティア支援本部</u> のコーディネーターは、行政機	(略) 2 ボランティアの受入れ (略) (2) 県の <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u> のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 (略) (3) 県の <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u> のコーディネーター	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
296	<p>関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 <u>(追記)</u></p> <p>(1) 赤十字奉仕団 (2) 婦人会 (3) 社会福祉協議会 (4) 大学生 (5) 高等学校生徒 (6) その他ボランティア団体 (7) 町外からのボランティア</p> <p>(略)</p> <p>[ボランティア受入れの流れ]</p> 	<p>は、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 <u>(1) 県と「あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書」を締結している団体</u></p> <p>(2) 赤十字奉仕団 (3) 婦人会 (4) 社会福祉協議会 (5) 大学生 (6) 高等学校生徒 (7) その他ボランティア団体 (8) 町外からのボランティア</p> <p>(略)</p> <p>[ボランティア受入れの流れ]</p> 	
296	<p>第5節 防災活動拠点の確保 <u>(追記)</u></p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保等 <u>(防災課・学び支援課・環境課・都市整備課・建築施設課)</u></p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
296	<p>(略)</p> <p>3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料 20「防災活動拠点」表 1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、<u>東海地震</u>、<u>東南海・南海地震</u>の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料 20「防災活動拠点」表 2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。</p> <p><u>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料 20「防災活動拠点」表 1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震 (<u>削除</u>) 発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料 20「防災活動拠点」表 2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正及び記載場所の整理</p>
296	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 <u>(追記)</u>	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・建設企画課・土木管理課)</u>	
	第5章 救出・救助活動	第5章 救出・救助活動	
298	第1節 救出・救助活動 <u>(追記)</u>	第1節 救出・救助活動 <u>(防災課・知多中部広域事務組合)</u>	
299	第2節 航空機の活用 <u>(追記)</u>	第2節 航空機の活用 <u>(防災課・知多中部広域事務組合)</u>	
	第6章 消防活動・危険性物質対策	第6章 消防活動・危険性物質対策	
301	第1節 消防活動 <u>(追記)</u>	第1節 消防活動 <u>(防災課・知多中部広域事務組合)</u>	
303	第2節 危険物施設対策計画 <u>(追記)</u>	第2節 危険物施設対策計画 <u>(知多中部広域事務組合)</u>	
304	第3節 毒物劇物取扱施設対策計画 <u>(追記)</u>	第3節 毒物劇物取扱施設対策計画 <u>(知多中部広域事務組合)</u>	
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
305	<p>基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、</p>	<p>医療法の改正に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	(略)	国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。 (略)	
305	第1節 医療・助産（医療救護）（追記）	第1節 医療・助産（医療救護）（健康課）	
307	第2節 防疫・保健衛生（追記）	第2節 防疫・保健衛生（健康課・環境課）	
307	(略) 1 防疫 (略) (7) 臨時予防接種 (略) <u>(追記)</u>	(略) 1 防疫 (略) (7) 臨時予防接種 (略) <u>(8) 避難所の生活環境</u> <u>避難所の生活環境確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正
308	(略) 4 栄養指導 (略) (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、 <u>(追記)</u> 「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。	(略) 4 栄養指導 (略) (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、 <u>県の</u> 「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。	表記の整理
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
310	第1節 道路交通規制等（追記）	第1節 道路交通規制等（防災課・建設企画課・土木管理課）	
313	第2節 道路施設対策（追記）	第2節 道路施設対策（防災課・建設企画課・土木管理課）	
313	(略) 4 情報の提供 (略) <u>(追記)</u>	(略) 4 情報の提供 (略) <u>5 道路占用物件の緊急復旧</u>	復旧に係る手続簡素化を推進するため

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
		<u>大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</u>	
314	第3節 緊急輸送手段の確保（追記）	第3節 緊急輸送手段の確保（行政課・防災課）	
315	第4節 鉄道施設対策（追記）	第4節 鉄道施設対策（都市整備課）	
315	(略) 1 応急措置	(略) 1 応急措置	社名変更による修正
316	(略) (4) 通信連絡体制 鉄道電話を第一優先とし、ほかに <u>西日本電信電話株式会社</u> 加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。	(略) (4) 通信連絡体制 鉄道電話を第一優先とし、ほかに <u>NTT西日本株式会社</u> 加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。	
	第9章 浸水・津波対策	第9章 浸水・津波対策	
317	第1節 浸水対策（追記）	第1節 浸水対策（防災課・土木管理課・水循環管理課）	
317	第2節 津波対策（追記）	第2節 津波対策（防災課・土木管理課・各施設所管課）	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
320	第1節 避難所の開設・運営（追記）	第1節 避難所の開設・運営（政策課・財政経営課・DX課・防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・学び支援課・子育て支援課・健康課・教育課・住民自治課・環境課・社会福祉協議会）	
320	1 避難所の開設 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等（追記）を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	1 避難所の開設 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、 <u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
321	(略) 4 避難所の運営 (略) (4) 避難者のニーズ把握と <u>生活環境、プライバシーへの配慮</u> 避難者のニーズを早急に把握し、 <u>避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u>	(略) 4 避難所の運営 (略) (4) 避難者のニーズ把握と <u>避難生活における良好な生活環境の確保</u> 避難者のニーズを早急に把握するとともに <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u> を踏まえ、 <u>次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</u> <u>ア 生活空間の確保</u>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>(5) 避難所運営における女性 <u>(追記)</u> の参画等 避難所の運営における女性 <u>(追記)</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保 <u>(追記)</u> など、女性や子育て家庭 <u>(追記)</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>東浦町避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u></p>	<p><u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</u></p> <p><u>イ 食事の提供</u> <u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p><u>ウ トイレ及び入浴設備の設置</u> <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(5) 避難所運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画等 避難所の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>東浦町避難生活支援マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p>(8) 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営(略)</p> <p>(11) ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの <u>飼育</u> 場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、<u>飼育</u> 場所や <u>飼育</u> ルールを <u>飼育者</u> 及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u> 避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(10) 在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p><u>町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(11) 車中泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営(略)</p> <p>(13) ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの <u>飼養</u> 場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、<u>飼養</u> 場所や <u>飼養</u> ルールを <u>飼い主</u> 及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(14) 避難の長期化に伴う対応</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
322	<p>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>(13) 感染症対策 (略)</p> <p>5 広域一時滞在に係る協議等 町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>(追記)</u></p>	<p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ア プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>ウ 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>オ 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>カ 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>キ し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>ク 避難者の健康状態</u></p> <p><u>ケ 指定避難所の衛生状態</u></p> <p>(15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p>(16) 感染症対策 (略)</p> <p>5 広域一時滞在に係る協議等 町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u> <u>また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>画修正を踏 まえた修正</p> <p>防災基本計 画修正を踏 まえた修正</p>
322	<p>第2節 要配慮者支援対策 (追記)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 (防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・住民自治課・社会福祉協議会)</p>	
323	<p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施すること</p>	<p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している<u>ため</u>、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福</p>	<p>表記の整理 及び防災基 本計画修正 を踏まえた 修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	となる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> の編成・派遣については、県が実施する。 (略)	社チーム <u>(DWAT)</u> や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。 (略)	
323	第3節 学校等の避難対策 (追記)	第3節 学校等の避難対策 (子育て支援課・教育課)	
323	第4節 病院等の避難対策 (追記)	第4節 病院等の避難対策 (防災課・健康課)	
324	第5節 帰宅困難者対策 (追記)	第5節 帰宅困難者対策 (政策課・DX課・防災課・商工農政課・都市整備課)	
325	(略) 5 安否確認手段の確保 個人の安否確認手段として、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 等が提供する災害用伝言ダイヤル、伝言板サービス等を始め、他の安否確認システムの周知を図る。また、ラジオやテレビによる安否確認など放送メディアも活用するものとする。 (略)	(略) 5 安否確認手段の確保 個人の安否確認手段として、 <u>NTT西日本株式会社</u> 等が提供する災害用伝言ダイヤル、伝言板サービス等を始め、他の安否確認システムの周知を図る。また、ラジオやテレビによる安否確認など放送メディアも活用するものとする。 (略)	社名変更による修正
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
326	基本方針 ○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。 <u>(追記)</u> ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>(追記)</u> 夏季には <u>扇風機等</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する <u>ものとする。</u>	基本方針 ○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。 <u>○ 関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム (B-PLo) 等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</u> ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
326	第1節 給水 (追記)	第1節 給水 (防災課・水道サービス課・水循環管理課)	
326	1 飲料水供給の方法 (1) 給水は <u>上下水道班</u> により行う。 (略) (3) 配水管が破損し <u>送水</u> できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から <u>(追記)</u> 飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。 (略)	1 飲料水供給の方法 (1) 給水は <u>水道班</u> により行う。 (略) (3) 配水管が破損し <u>配水</u> できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から <u>給水車等</u> で飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。 (略)	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>(6) 町は、近くに<u>浄水場</u>や給水所等の給水拠点のない避難所、災害拠点、病院、又はその周辺地域において飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な保守管理に努めるとともに、さらなる整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。</p> <p>(4) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。</p> <p>(5) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</p> <p>(6) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>搬送</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	<p>(6) 町は、近くに<u>配水場</u>や給水所等の給水拠点のない避難所、災害拠点、病院、又はその周辺地域において飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の適切な保守管理に努めるとともに、さらなる整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急給水</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。</p> <p><u>(3) 町は、断水が生じた場合、速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。</p> <p>(5) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。</p> <p>(6) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</p> <p>(7) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>運搬</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
327	<p>第2節 食品の供給 <u>(追記)</u></p>	<p>第2節 食品の供給 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・学び支援課・教育課・商工農政課)</u></p>	
328	<p>第3節 生活必需品の供給 <u>(追記)</u></p>	<p>第3節 生活必需品の供給 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課)</u></p>	
330	<p>第12章 地域安全対策 <u>(追記)</u></p>	<p>第12章 地域安全対策 <u>(政策課・住民自治課)</u></p>	
	<p>第13章 遺体の取扱い</p>	<p>第13章 遺体の取扱い</p>	
331	<p>第1節 遺体の捜索 <u>(追記)</u></p>	<p>第1節 遺体の捜索 <u>(住民課)</u></p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
331	第2節 遺体の処理（追記）	第2節 遺体の処理（住民課）	
332	第3節 遺体の埋火葬（追記）	第3節 遺体の埋火葬（住民課）	
	第14章 ライフライン施設の応急対策	第14章 ライフライン施設の応急対策	
334	第1節 電力施設対策（追記）	第1節 電力施設対策（政策課・DX課・人事課・防災課）	
334	第2節 ガス施設対策（追記）	第2節 ガス施設対策（政策課・DX課・人事課・防災課）	
335	第3節 上水道施設対策（追記）	第3節 上水道施設対策（水道サービス課・水循環管理課）	
335	<p>(略)</p> <p>3 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 重要な送配水管が破損したときは、相当広範囲な給水不能地域を 生ずるので給水車等によって給水し、破損箇所の応急的な処置をす る。</p> <p>(5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断 された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日 締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の 災害による場合のみ。）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従 い応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 重要な送配水管が破損したときは、相当広範囲な給水不能地域が 生ずるので給水車等によって給水し、破損箇所の応急的な処置をす る。</p> <p>(5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断 された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日 締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の 災害による場合のみ。）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従 い応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><u>（6）上下水道施設が自然災害等により被災した場合については「災害 時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定（令和7年9 月19日）」により、愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタ ント協会の順序に従い技術支援業務の応援を要請する。</u></p>	<p>新たな協定 締結による 修正</p>
336	第4節 下水道施設対策（追記）	第4節 下水道施設対策（環境課・水道サービス課・水循環管理課）	
336	第5節 通信施設の応急対策（追記）	第5節 通信施設の応急対策（政策課・DX課・人事課・防災課）	
337	<p>(略)</p> <p>3 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス</p> <p><u>西日本電信電話株式会社</u>は、被災地域への通信の疎通確保対策とし て、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス</p> <p><u>NTT西日本株式会社</u>は、被災地域への通信の疎通確保対策として、 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。</p> <p>(略)</p>	<p>社名変更に よる修正</p>
337	第6節 ライフライン施設の応急復旧（追記）	第6節 ライフライン施設の応急復旧（防災課・土木管理課・水道サー ビス課・水循環管理課）	
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	基本方針 (略)	基本方針 (略)	防災基本計 画修正を踏

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
339	○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ <u>追記</u> ）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 (略)	○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ <u>ブルーシートの展張等を含む</u> ）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。 (略)	まえた修正
339	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（<u>追記</u>）	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（<u>防災課・建築施設課</u>）	
339	第2節 被災住宅等の調査（<u>追記</u>）	第2節 被災住宅等の調査（<u>防災課・税務課・建築施設課</u>）	
340	第3節 被災者台帳等（<u>追記</u>）	第3節 被災者台帳等（<u>防災課・税務課</u>）	
340	第4節 公共賃貸住宅等への一時入居（<u>追記</u>）	第4節 公共賃貸住宅等への一時入居（<u>建築施設課</u>）	
341	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営（<u>追記</u>）	第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営（<u>建築施設課</u>）	
342	第6節 住宅の応急修理（<u>追記</u>）	第6節 住宅の応急修理（<u>建築施設課</u>）	
342	1 県（ <u>追記</u> ）における措置 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ <u>追記</u> ）	1 県（ <u>防災安全局、建築局</u> ）における措置 (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ <u>ブルーシートの展張等</u> ）	防災基本計画修正を踏まえた修正
343	第7節 障害物の除去（<u>追記</u>）	第7節 障害物の除去（<u>環境課</u>）	
	第16章 学校（<u>追記</u>）における対策	第16章 学校等における対策	
345	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置（<u>追記</u>）	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置（<u>子育て支援課・教育課</u>）	
345	1 津波警報等の把握・伝達 学校（ <u>追記</u> ）に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。(略)	1 津波警報等の把握・伝達 学校等に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。(略)	表記の整理
345	第2節 対策の伝達及び臨時休業等の措置（<u>追記</u>）	第2節 対策の伝達及び臨時休業等の措置（<u>子育て支援課・教育課</u>）	
	1 災害に関する予報、警報、警告等の把握・伝達 (略) なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校（ <u>追記</u> ）に伝達される。 2 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次の臨時休校（ <u>追記</u> ）措置をとる。 (略)	1 災害に関する予報、警報、警告等の把握・伝達 (略) なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校等に伝達される。 2 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次の臨時休校（ <u>園</u> ）措置をとる。 (略)	表記の整理
346	第3節 教育施設及び教職員の確保（<u>追記</u>）	第3節 教育施設及び教職員の確保（<u>教育課</u>）	
346	第4節 応急な教育活動についての広報（<u>追記</u>）	第4節 応急な教育活動についての広報（<u>子育て支援課・教育課</u>）	
346	第5節 教科書・学用品等の給与（<u>追記</u>）	第5節 教科書・学用品等の給与（<u>教育課</u>）	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
347	第6節 学校給食の応急実施 <u>（追記）</u>	第6節 学校給食の応急実施 <u>（教育課）</u>	
348	第17章 労務供給 <u>（追記）</u>	第17章 労務供給 <u>（人事課・行政課）</u>	
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第1章 復興体制	第1章 復興体制	
351	第1節 復興計画の策定 <u>（追記）</u>	第1節 復興計画の策定 <u>（政策課・防災課・商工農政課・都市デザイン課）</u>	
351	第2節 職員の派遣要請 <u>（追記）</u>	第2節 職員の派遣要請 <u>（人事課・行政課・防災課）</u>	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
352	第1節 公共施設災害復旧事業 <u>（追記）</u>	第1節 公共施設災害復旧事業 <u>（各課等）</u>	
352	(略) したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。 <u>（追記）</u>	(略) したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
353	(略) 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2/3を国庫補助する。</u>	(略) 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>（削除）</u>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
353	第2節 激甚災害の指定 <u>（追記）</u>	第2節 激甚災害の指定 <u>（各課等）</u>	
	第3節 暴力団等への対策 <u>（追記）</u>	第3節 暴力団等への対策 <u>（住民自治課・各施設所管課）</u>	
354	1 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>（追記）復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入（追記）を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u> (略)	1 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する（削除）。</u> (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
355	第3章 災害廃棄物 <u>（追記）</u> 処理対策 <u>（追記）</u>	第3章 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 <u>（環境課）</u>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	第4章 震災復興都市計画の決定手続き	第4章 震災復興都市計画の決定手続き	
357	第1節 第一次建築制限 <u>(追記)</u>	第1節 第一次建築制限 <u>(防災課・都市デザイン課・建築施設課)</u>	
357	第2節 第二次建築制限 <u>(追記)</u>	第2節 第二次建築制限 <u>(防災課・住民自治課・都市デザイン課・建築施設課)</u>	
358	第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定 <u>(追記)</u>	第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定 <u>(各課等)</u>	
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
359	第1節 罹災証明書の交付 <u>(追記)</u>	第1節 罹災証明書の交付 <u>(防災課・税務課・建築施設課)</u>	
359	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 <u>(追記)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 <u>(防災課・ふくし課・障がい福祉課)</u>	
359	第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等 <u>(追記)</u>	第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等 <u>(財政経営課・行政課・防災課・税務課・ふくし課・障がい福祉課・保険医療課・会計課・社会福祉協議会)</u>	
360	<p>(略)</p> <p>4 義援金の受付、支給</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>5</u> 被災者生活再建支援金</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 災害見舞金</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 義援金品等</p>	<p>(略)</p> <p>4 義援金の受付、支給</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 特別行政相談活動の連絡・調整等</p> <p><u>町は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p> <p><u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する次の特別行政相談活動を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u></p> <p><u>(3) 特別行政相談所の開設</u></p> <p><u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び町に対して調整等協力を依頼する。</u></p> <p><u>6</u> 被災者生活再建支援金</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 災害見舞金</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 義援金品等</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	(略)	(略)	
361	第4節 住宅対策（追記）	第4節 住宅対策（建築施設課）	
361	第5節 労働者対策（追記）	第5節 労働者対策（商工農政課）	
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	
362	第1節 商工業の再建支援（追記）	第1節 商工業の再建支援（商工農政課）	
362	第2節 農林水産業の再建支援（追記）	第2節 農林水産業の再建支援（商工農政課）	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
363	1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応（追記）	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応（各課等）	表記の整理
363	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（追記）	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（各課等）	表記の整理
	<p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>（追記）</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避</p>	<p>(略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>(略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 町が管理等を行う施設・設備等に関する対策</p> <p>町は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</p> <p>5 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>町は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月内閣府改訂）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避</p>	<p>表記の整理</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>（略）</p> <p>5 消防機関等の活動</p> <p>（略）</p> <p>6 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>（略）</p> <p>7 滞留旅客等に対する措置</p> <p>（略）</p> <p>8 広域応援部隊の活動</p>	<p>難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。</p> <p>また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>（略）</p> <p>6 消防機関等の活動</p> <p>（略）</p> <p>7 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>（略）</p> <p>8 滞留旅客等に対する措置</p> <p>（略）</p> <p>9 広域応援部隊の活動</p>	<p>表記の整理</p>
366	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（追記）</p>	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（各課等）</p>	<p>表記の整理</p>
366	<p>（略）</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>（略）</p> <p>また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>（略）</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>（略）</p> <p>また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
368	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライ</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ</p> <p style="text-align: center;">(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある</p> <p style="text-align: center;">※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正</p>	<p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ</p> <p style="text-align: center;">(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合などにおいて、調査の継続情報を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある</p> <p style="text-align: center;">※内閣府「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の図に加筆・修正</p>	<p>ンを踏まえた修正</p>
別紙	東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
第2章	地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等	
第1節	地震災害警戒本部の設置等	第1節 地震災害警戒本部の設置等	
371	<p>(略)</p> <p>2 警戒本部の組織及び運営 [警戒本部組織図]</p>	<p>(略)</p> <p>2 警戒本部の組織及び運営 [警戒本部組織図]</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p>本部長（町長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部付（議長） 副本部長（副町長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> 部 <ul style="list-style-type: none"> 総務部（総務部長） 広報・渉外部（企画政策部長） 救護部（健康福祉部長） 生活経済部（生活経済部長） 建設部（建設部長） 水道部（水道部長） 文教部（教育部長） （追記） 消防部（消防団長） 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> 半田警察署 知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所 指定公共機関 指定地方公共機関 特に必要と認めた者 	<p>本部長（町長）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部付（議長） 副本部長（副町長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> 部 <ul style="list-style-type: none"> 総務部（総務部長） 政策企画部（政策企画部長） ふくし文化部（ふくし文化部長） 地域創造部（地域創造部長） まちづくり部（まちづくり部長） インフラ整備部（インフラ整備部長） こども未来部（こども未来部長） 議会事務局（議会事務局長） 消防部（消防団長） 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> 半田警察署 知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所 指定公共機関 指定地方公共機関 特に必要と認めた者 	
	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p>	<p>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p>	
	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備手配</p>	<p>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備手配</p>	
<p>376 (略) 2 給水確保用資機材及び人員の配備 (略) 377 [配備体制]</p>			<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第11節 緊急輸送	第11節 緊急輸送	
391	<p>5 緊急輸送車両等の運行確保</p> <p>(1) 緊急輸送車両の確認<u>及び事前届出</u> (略) また、町及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等にあつては、<u>(追記)</u> 県公安委員会へ緊急輸送車両の事前届出を行う<u>もの</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送車両等の<u>届出手続</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>(追記)</u> 車両等確認申請書」を県又は県公安委員会 <u>(追記)</u> に提出するものとする。 <u>なお、事前に届け出る場合は、「緊急通行車両等事前届出書」を県公安委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 緊急輸送車両等の運行確保</p> <p>(1) 緊急輸送車両の確認 <u>(削除)</u> (略) また、町及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等にあつては、<u>緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)</u>へ緊急輸送車両の事前届出を行う<u>こと</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急輸送車両 <u>(削除)</u> の<u>確認申出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急<u>輸送</u>車両 <u>(削除)</u> 確認申<u>出</u>書」を県又は県公安委員会 <u>(県警察)</u> の<u>事務担当部局等</u>に提出するものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>